

# 仙台市設計単価策定要領

(令和3年3月31日 都市整備局長決裁)

## 1. 目的

この要領は、仙台市（公営企業を除く。）が発注する工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に関連して行う業務委託並びに道路、公園等の清掃（除雪・凍結防止、除草、伐採及び剪定を含む。）業務委託の設計単価等の策定について必要な事項を定め、予定価格を適正に算定することを目的とする。

## 2. 用語の定義

この要領で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

設計単価：予定価格の積算に用いる資材及び工種等（以下「資材等」という。）の単位当たりの価格（歩掛を除く）をいう。

仙台市単価：仙台市が策定又は改定する設計単価をいう。策定は、原則毎年10月で、市内同一単価とする。

積算基準：仙台市が委員会での審議を経て決定する積算基準書等をいう。

物価資料：次表に定める刊行物をいう。

刊行物名	刊行頻度	刊行元
建設物価（web 建設物価含む。）	月刊	一般財団法人 建設物価調査会
土木コスト情報（デジタル土木コスト情報含む。）	季刊	
建築コスト情報（デジタル建築コスト情報含む。）	季刊	
積算資料（積算資料電子版含む。）	月刊	一般財団法人 経済調査会
土木施工単価（電子版含む。）	季刊	
建築施工単価（電子書籍含む。）	季刊	

国の通知等：国土交通省から発出された通知や記者発表資料をいう。

特別調査：積算基準、国の通知等及び物価資料によらない資材等の実勢価格を適切に把握するために行う調査をいう。

実勢価格：資材等が市場において取引される価格をいう。

標準資材：積算基準、仙台市建設局が所管する道路構造物標準設計図集及び仙台市下水道施設構造等標準図、その他各部局において定める標準図等に掲載されている資材であって、都市整備局技術管理室工事管理担当課長が仙台市単価への掲載を必要と認める資材をいう。

## 3. 仙台市単価の開示

物価資料単価については、法人が発行する刊行物等の掲載価格又はその価格を用いて加工した価格が記載されており、発行元からの要請により一定期間を経過するまでは開示しない。また、建設副産物処理費等については、法人に関する情報及び単価の情報を合わせて開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、承諾を得た場合を除き開示しない。

#### 4. 設計単価の種別及び構成

設計単価の種別及び構成並びに土木工事、営繕工事及び業務委託で使用可能な単価は、次表のとおりとする。

種別 1	種別 2	種別 3	種別 4	内容	説明	土木 工事	営繕 工事	業務 委託							
仙台市 単価	積算基準書 単価			仙台市が策定又は改定する単価。策定は原則毎年10月で、市内同一単価とする。		/	/	/							
				積算基準に掲載されている単価。											
				土木工事積算基準書Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ掲載単価					○	—	△※				
				土木工事積算基準書Ⅲ 掲載単価					—	—	○				
	建設機械等損料		○	○	○										
	労務費等 単価				国の通知等に基づき策定又は改定する単価。		/	/	/						
					労務単価					○	○	△※			
					直接人件費及び賃金					—	—	○			
					材料単価及び損料					—	—	○			
	資材等単価	物価資料 単価			技術管理室が実施する調査に基づき策定又は改定する単価。		/	/	/						
					物価資料（月刊）の掲載価格における調査に基づき策定又は改定する単価。										
					測量成果検定料					—	—	○			
					地質調査					○	○	—			
					環境計量測定分析費					○	○	—			
					資材単価					○	○	○			
					賃料					○	○	○			
					物価資料 市場単価					物価資料（季刊）の掲載価格における調査に基づき策定又は改定する単価。		/	/	/	
					地質調査市場単価					—	—				○
					土木工事市場単価					○	—				—
		土木工事標準単価		○	—	—									
営繕工事市場単価		—	○	—											
営繕工事標準単価		—	○	—											
営繕工事単位施工単価		—	○	—											
特別調査 単価					物価資料に掲載がない資材等の価格における調査に基づき策定又は改定する単価。（技術管理室工事管理担当課長が必要と認める資材等を含む）		/	/	/						
					標準資材単価					○	○	○			
	建設副産物処理費等				○	○				○					
	その他の単価（各工事用の特別調査単価）				○	—				—					
複合単価				営繕工事複合単価	材料費及び労務費等に歩掛を乗じて策定又は改定する単価。	—	○	—							
各課単価					各課にて策定又は改定する単価。		/	/							
	物価資料 各課単価				物価資料の掲載価格に基づき策定又は改定する単価。				○	○	○				
	見積単価				製造業者又は専門事業者等の見積価格に基づき策定又は改定する単価。				○	○	○				

※△は、土木工事積算基準書Ⅰ、Ⅱ、Ⅳにより積算するもの等に限る。

※道路、公園等の清掃（除雪・凍結防止、除草、伐採及び剪定を含む。）業務委託は、一部工事の取扱いに準じる。

## 5. 仙台市単価の策定及び改定の方法

### 5.1 積算基準書単価

積算基準のとおりとする。

### 5.2 労務費等単価

国の通知等に記載の単価とする。

### 5.3 資材等単価

#### 5.3.1 物価資料単価

資材単価については、「建設物価」及び「積算資料」の、作成当月号に掲載されている単体量当たりの価格より、次表のとおり作成する。

		建設物価			
		仙台	東北	全国	掲載なし
積算資料	仙台	両誌の平均値	積算資料	積算資料	積算資料
	東北	建設物価	両誌の平均値	積算資料	積算資料
	全国	建設物価	建設物価	両誌の平均値	積算資料
	掲載なし	建設物価	建設物価	建設物価	—

※本市域外（関東、東京等）の掲載価格は「掲載なし」として取り扱う。

※上表による判断後、物価資料において、荷渡し条件が異なる場合は「現場着価格」を優先する。

市場単価、標準単価及び営繕工事単位施工単価については、「土木コスト情報」、「土木施工単価」、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」の、作成当月号に掲載されている単体量当たりの価格（製造業者及び専門工事業者等の公表価格を除く。）より、次表のとおり作成する。

		土木コスト情報	
		宮城	掲載なし
土木施工単価	宮城	両誌の平均値	土木施工単価
	掲載なし	土木コスト情報	—

※本市域外（関東、東京等）の掲載価格は「掲載なし」として取り扱う。

		建築コスト情報			
		仙台	東北	全国	掲載なし
建築施工単価	仙台	両誌の平均値	建築施工単価	建築施工単価	建築施工単価
	東北	建築コスト情報	両誌の平均値	建築施工単価	建築施工単価
	全国	建築コスト情報	建築コスト情報	両誌の平均値	建築施工単価
	掲載なし	建築コスト情報	建築コスト情報	建築コスト情報	—

※本市域外（関東、東京等）の掲載価格は「掲載なし」として取り扱う。

5.3.2 特別調査単価

5.1 から 5.3.1 までの規定によらない以下の仙台市単価については、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格を調査させる特別調査の結果に基づき作成する。

(1) 標準資材単価

(2) 建設副産物処理費等

(3) その他の単価（各工事用の特別調査単価）（土木工事で使用する資材等に限る。）

- ・大型ゴム支承（H14 道路橋示方書で規定されるタイプ B 相当）の単価
- ・プレキャスト PC 桁の単価
- ・シールド工法におけるセグメントの単価
- ・1 工事の調達価格（材料単価×使用数量）が 500 万円以上（同一工事の 1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で判断するものとする。）と想定される資材等の単価

(4) 上記のほか、技術管理室工事管理担当課長が必要と認める資材等の単価

5.4 複合単価

積算基準で定める歩掛に、5.1 から 5.3.2 を基に作成した単価等に乗じて作成する。

6. 仙台市単価の資材等単価の計算方法

6.1 端数処理方法

端数処理方法は次表のとおりとする。

端数処理方法	端数処理の例	
	端数処理前 → 端数処理後	
<p>ア. 端数処理は 有効上位 3 桁（4 桁目を四捨五入）とする。 ただし、<u>一円未満の場合は 小数第 2 位まで（小数第 3 位を四捨五入）とする。</u></p> <p>イ. 単位換算（本→m 等に換算）及び複数資材の価格の合算は <u>ア</u> の処理をする前に端数処理は行わない。 ただし、<u>最小の桁の位は 小数第 2 位まで（小数第 3 位を四捨五入）とする。</u></p> <p>ウ. <u>1 つの物価資料にのみ掲載される価格についても</u>、<u>ア</u> 及び <u>イ</u> の処理を行う。</p>	アの処理例	1, 115, 000 円 → 1, 120, 000 円
		11, 140 円 → 11, 100 円
		1, 115 円 → 1, 120 円
		114. 46 円 → 114 円
		1. 1456 円 → 1. 15 円
		0. 11456 円 → 0. 11 円 ※一円未満の場合
		0. 11567 円 → 0. 12 円 ※一円未満の場合
イの処理例	11, 111 円 → 11, 111 円	
	1, 111 円 → 1, 111 円	
	111. 1156 円 → 111. 12 円 ※小数第 3 位以下がある場合	
	0. 11456 円 → 0. 11 円 ※小数第 3 位以下がある場合	

## 6.2 物価資料単価の計算方法

物価資料単価の計算方法は次表のとおりとする。

計算の基となる値	単位換算 又は 価格の合算	計算の処理順序
2つの物価資料の掲載価格	なし	①両誌の平均値を算出 → ②端数処理ア
1つの物価資料の掲載価格		①端数処理ア
2つの物価資料の掲載価格	あり	①各誌毎に単位換算および複数資材の合算価格を算出 → ②各誌毎に端数処理イ → ③両誌の平均値を算出 → ④端数処理ア
1つの物価資料の掲載価格		①単位換算および複数資材の価格の合算価格を算出 → ②端数処理イ → ③端数処理ア

## 7. 資材等単価の改定の時期及び条件

### 7.1 物価資料単価

物価資料の刊行時に調査を実施し、価格に変動があったものについて改定する。  
価格以外の誌面情報に変更があった場合は、適用可否を確認のうえ適宜改定する。

### 7.2 特別調査単価

#### 7.2.1 標準資材単価

市場価格の調査を実施し、変動があったものについて10月及び4月に改定する。

ただし、類似する物価資料資材単価において、±10%以上変動※が確認された場合に、必要に応じて随時調査をすることができる。

※変動率の算出方法は次式による。(A月から適用している特別調査単価についてB月に確認する場合)

$$\text{変動率(\%)} = (\text{B月の類似する物価資料資材単価} / \text{A月の類似する物価資料資材単価} - 1) \times 100$$

#### 7.2.2 その他の単価（各工事用）

工事発注担当課長からの依頼（8.2.2の規定による）があった場合に調査を実施し、改定する。

ただし、既に調査を実施した単価において、類似する物価資料資材単価等で±10%以上変動※が確認された場合には、必要に応じて随時調査をすることができる。

※7.2.1で示す変動と同じ

#### 7.2.3 建設副産物処理費等

市場価格の調査を実施し、4月に改定する。

ただし、建設副産物処理業者から本市へ、変動等があった旨の報告があった場合に、随時調査するものとする。

### 7.3 複合単価

各月で変動があった場合は改定を行う。

## 8. 資材等単価への追加及び削除方法

### 8.1 物価資料単価

積算基準の改定等に関するもののほか、技術管理室より、関係課あてに照会を行う。

### 8.2 特別調査単価

#### 8.2.1 標準資材単価

8.1 に準じる。

#### 8.2.2 その他の単価（各工事用の特別調査単価）

工事発注担当課長は、各工事用の特別調査が必要な資材等がある場合には別添の「特別調査依頼に関する注意事項」を確認のうえ、毎月 20 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに技術管理室工事管理担当課長へ依頼（様式 1 及び様式 2）するものとし、原則として 1 月を当該年度単価の最終受付月とする。

なお、緊急を要する等、特別な事情による場合は、各課にて特別調査を行うことができるものとする。各課において特別調査を行った場合は、調査結果を技術管理室へ報告（様式 3 及び様式 4）するものとする。

## 9. 各課単価

各課単価については、次の方法により単価を作成すること。

なお、その手順は、図 1 による。併せて、仙台市設計単価策定要領に関する運用（土木工事編）又は、仙台市設計単価策定要領に関する運用（営繕工事編）で定める事項を遵守すること。

### 9.1 物価資料各課単価

仙台市単価として単価が策定されていない資材等で、物価資料に掲載されている場合は、5.3.1 に準じて作成する。

### 9.2 見積単価

#### 9.2.1 策定方法

物価資料に掲載されていない単価については、3 者以上の製造業者又は専門工事業者等に対して同一条件で見積りを依頼し、徴収した見積りで提示された価格を基に作成した単価を設計単価とすることができる。

ただし、各見積りで提示された価格の平均値から 30% 以上乖離する見積りを排除（以下「異常値判定」という。）した結果、残ったものを有効な見積りとして取り扱う。

当該単価における初回の見積り依頼の結果、有効な見積りが 3 者未満である場合は、不足する見積りの数以上の者に追加の見積り依頼を行うこととし、その依頼により追加の見積りを徴収できた場合の異常値判定は、それまでに徴収した全ての見積りで提示された価格の平均値を基に行うこと。

#### 9.2.2 例外規定

次のいずれかに該当する場合は 9.2.1 によらず、有効な見積りが 3 者未満となってもやむを得ないものとする。

- ・ 一度追加の見積り依頼を行っても、なお有効な見積りが 3 者未満となった場合
- ・ 製造業者及び専門工事業者等が 3 者に満たない等、見積り依頼が可能な業者数が限られる場合
- ・ 「工事等に係る参考見積徴収基準」に定める一括見積書として依頼した見積りの場合

## 10. 施工歩掛等

積算基準及び物価資料に記載のない工種については、仙台市設計単価策定要領に関する運用（土木工事編）又は、仙台市設計単価策定要領に関する運用（営繕工事編）で定める事項を遵守すること。

### 附 則

（実施時期）

- 1 この要領は令和3年4月1日から実施する。

（土木工事等設計単価策定要領及び営繕工事設計単価策定要領の廃止）

- 2 土木工事等設計単価策定要領及び営繕工事設計単価策定要領は廃止する。

附 則（令和3年9月27日改正）

この改正は令和3年10月1日から実施する。

附 則（令和4年3月28日改正）

この改正は令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月8日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和6年10月8日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

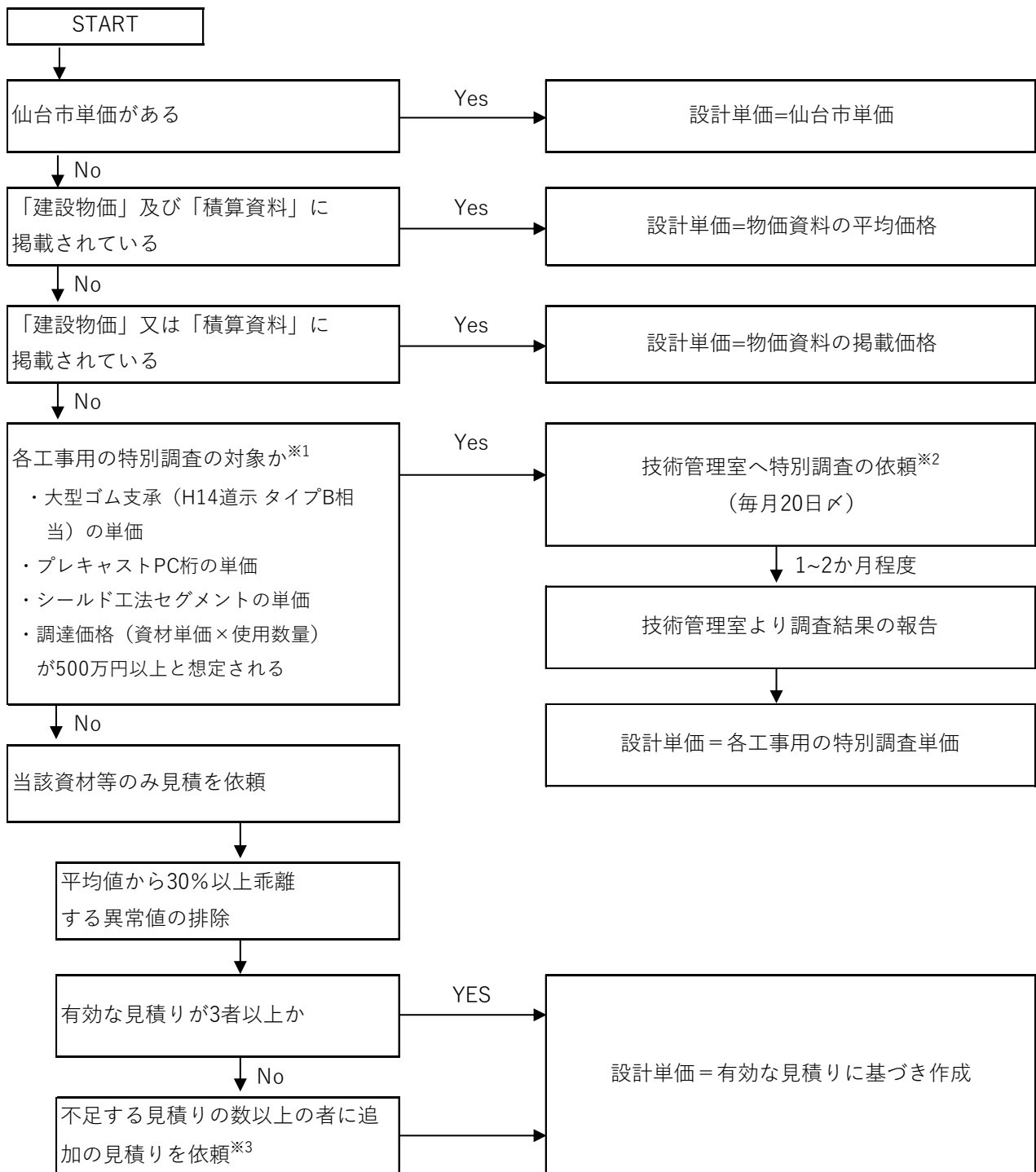
附 則（令和8年3月9日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。



※1 土木工事で使用する資材等で要領5.3.2-(3)に該当する単価

※2 依頼方法の詳細は要領8.2.2による。

※3 要領9.2.2に該当する場合は必ずしも必須とされない。

図1 各課単価の作成フロー

## 各工事用の特別調査依頼に関する注意事項

### (8.2.2 補足事項)

#### 1. 各工事用特別調査対象外の資材

- (1) 芸術性の評価が前提となるような特殊な意匠・デザイン・装飾・景観対応の設計による個別製作品に係る資材。  
(例：オブジェのような芸術品・工芸品)
  - (2) 特定工事の指定図面の仕様に基づく加工品・制作物で、複数資材を拾い出し数量計算が必要な資材（数量計算書がある場合は可）。
  - (3) 損料に関する調査。
  - (4) 生産終了などの市場流通がなく、実態の捕捉が困難な資材。
  - (5) 調査時期を過去に遡及する形での調査。
  - (6) 歩掛に関する調査。
  - (7) 工事費及び材工一式の積み上げ積算に関する調査。
  - (8) 警察・消防といった特別な公的機関が購入する物品（仕様が準拠するものも含む。）全般など一般的な市場取引実例が想定され難い資材・機器類。
  - (9) 技術開発費（独自にプログラミング作成されたソフトウェア開発含む。）及びパテント費用等に係る資材。
  - (10) 積算に用いることが確定していない資材等、調査結果により使用する資材又はその仕様を確定させる調査。
- ※調査可能資材か判断出来かねる場合は、技術管理室へ相談願います。

#### 2. 留意事項

- (1) 依頼内容の正確な把握及び速やかな調査実施を図るため、当該資材に関する情報（想定単価の根拠資料・規格・図面・仕様・メーカー等）は可能な限り提出すること。
- (2) 調査開始から結果報告までの期間は、原則1～2ヶ月程度とする。ただし、以下の期間については、時間を要する。
  - ①ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、調査先が休暇となる期間
  - ②公共事業労務費調査実施期間
  - ③特別調査の実施が集中する期間

(様式1)

文 書 番 号

年 月 日

(あて先)

都市整備局技術管理室工事管理担当課長

局(区) 部 課・公所長

## 各工事用特別調査の実施について(依頼)

このことについて、仙台市設計単価策定要領に基づき、別添「様式2」の資材について各工事用特別調査の実施を依頼します。

担当: 課 係

〇〇 〇〇(内線 )



(様式3)

文 書 番 号

年 月 日

(あて先)

都市整備局技術管理室工事管理担当課長

局(区) 部 課・公所長

## 各工事用特別調査の結果について(報告)

このことについて、仙台市設計単価策定要領に基づき、別添「様式4」の資材について各工事用特別調査の結果を報告します。

担当: 課 係

〇〇 〇〇(内線 )

